

新たな公共交通検討事業委託業務 仕様書

1. 業務名

この委託業務の名称は、「新たな公共交通検討事業委託業務（以下、「本業務」という。）」という。

2. 目的

宮古島市（以下、「本市」という。）においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、タクシー業界での離職が進んだことにより、観光客が回復傾向にある現在において、市内での2次交通不足が発生している。

特に、下地島空港ターミナルの供用が開始され、多くの宿泊施設建設が進む伊良部地区での移動手段の確保、市民と観光客の移動需要が重複する夕方・夜間の市街地周辺～下地地区における移動手段の確保については大きな課題となっている。

本業務は、市民および観光客等の円滑な移動を確保するため、タクシーによる乗合制度を活用し、新たな公共交通手段の構築に向け、将来的な本格運行への調査・検証を行い、新たな公共交通手段の検討を目的として実施するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

4. 提出書類

受託者は、本業務の実施において、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書（業務見積書を含む）【契約時】
- (2) 着手届【着手時】
- (3) 管理責任者等の通知届【着手時】
- (4) 業務工程表【着手時】
- (5) 完了届（納品書を含む）【完了時】
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類【完了時】
- (7) その他、委託者が指示する書類

5. 業務内容

本業務では、以下の項目について実証するとともに、実施にあたっては受託者が有する知見等を積極的に活用し、業務目的の達成を図るものとする。

①伊良部地区・市街地周辺における運行エリアの検討

乗合タクシーの本格運行の利用促進が図られるルートを検討・構築する。

検討にあたっては、市内タクシー事業者や路線バス運行事業者、観光関連事業者等の関係機関と連携・協力をもって行うものとする。

②構築したエリアの実走（乗合タクシーの運行）

上記①で構築した運行エリアを実走し、将来的な公共交通機関としての実現性について検証する。

運行にあたっては、乗客数・乗客の乗降箇所・利用者の意見等、必要なデータを収集すること。

なお、実走においては、ジャンボタクシーを利用し、仮設乗降所設置など必要な環境整備がある場合には、受託者にて調整・調達・整備すること。

③事業性・採算性等の検討

「①伊良部地区・市街地周辺における運行エリアの検討」で構築した運行エリアについて、実走結果を踏まえ、事業性・採算性や法的規制の調整など本格運行の基盤となる調査・検証および将来的に運行を担う体制の構築検討を行う。

④業務執行に対する市との協議

業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

協議は業務期間中3回以内を基本とし、リモートでの実施や参加人数の絞り込みなど、経済性を踏まえた実施を検討すること。

⑤報告書の作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

⑥その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

6. 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。なお、成果物における著作権等の知的財産権利は、原則として宮古島市の帰属とする。

7. 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

8. 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理は、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本業務に関して提出した実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更の実施計画書を提出し、市と協議すること。
- (7) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。
- (8) 事業の着手・実施・完了にあたって必要書類を提出するほか、本業務にかかる関係書類は他の業務のものと明確に区分して整理すること。
- (9) 業務の遂行にあつては、業務日報を作成する等、書面によりその結果を確認できるよう整備すること。
- (10) 本業務に係る書類について、業務完了の翌年度から5年間保管すること。

9. その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。